

論文要旨

論文題目 台湾都市計画の変遷と台中市市街地形成にかかる
計画制度の施行効果に関する史的研究

序章 研究目的と論文構成

本研究は市街地形成において細部計画の誘導性と建築線の規制性と土地区画整理の実現性による組み合わせの施行が重要な役割を持っていると考え、これら仕組みの特徴を考究し、この仕組みにおいて建築線の役割と運用効果を実態的に解明することが重要である。これらを通して、建築線制度が細部計画制度において位置づけとあり方を検討することが重要である。

そのため、本研究は日本統治期から戦後を通して台湾都市計画法制の変遷と台中市市街地形成の特徴と整備過程を明らかにし、市街地形成にかかる地区レベルの計画制度の特徴と役割を歴史的視点に着目し、さらに実態的に検証を行い、計画制度を図るべき効果を解明することとして、本研究の目的と範囲の設定は次の4点にしぼった。

- ① 日本統治期から戦後までの台湾都市レベルの都市計画法制と施行の仕組みを明らかにすること。
- ② 日本統治期から戦後までの台湾地区レベルの計画法制--建築線制度、土地区画整理制度、細部計画制度の特徴と役割を明らかにすること。
- ③ 日本統治期から戦後までの台中市都市計画の施行と市街地形成にかかる都市整備の特徴を明らかにすること。

「台湾都市計画令」の建築線制度の運用による台中市の細街路形成の実績と効果を明らかにすること。

図1のように、本研究は全6章で構成している。序章は、研究背景・目的・範囲設定及び既往研究の動向とこれまでの論点と問題を整理し、本研究の位置づけを明確していく。第1章と第2章は主に台湾都市計画制度を分析したものであり、第3章と第4章は都市計画制度にかかるマクロ的な及びミクロ的な台中市市街地形成の特徴と細街路形成の運用効果を明らかにするものである。以下、その概要を述べる。

第1章 日本統治期から戦後にかけて台湾都市計画法制の制定と変遷

本章は、台湾都市計画法制の特徴と変遷を解明するものとして、①都市計画の審議と施行の特徴、②時期区分による都市計画法制の特徴を明らかにすることが目的とした。この目的から、台湾における都市レベルの都市計画法制の変遷と特徴について、

1) 土地と建築の利用、2) 都市施設の建設と管理、3) 都市計画施行の取り扱いの分野別に分けて記述したものである。

また、時期別として第Ⅰ期「台湾下水規則の時期（1895s-1907s）」、第Ⅱ期「台湾家屋建築規則施行細則の時期（1907s-1918s）」、第Ⅲ期「台湾都市計画令の時期（1936s-1945s）」、第Ⅳ期「台湾都市計画令暫定処置の時期（1945s-1973s）」、第Ⅴ期「都市計画法の時期（1973s-現在）」の6期に区分し考察した。

第2章 日本統治期から戦後にかけて台湾の計画制度の特徴と役割の変遷

本章は前章の日本統治期戦前から戦後にかけて今日の台湾における都市計画法制の変遷と特徴を概観的に考察したこととして、引き続き計画制度の内容を深く踏み込み、計画制度内容の特徴と施行の役割を解明したものである。

戦前から戦後にかけて市街地形成にかかわる計画制度について、「建築線制度」、「土地区画整理制度」、「細部計画制度」の3制度を中心に取り上げるとして、①規制内容と目的、②運用の特徴について解明することが目的である。また、それぞれ制度の創設法令として「台湾下水規則」（1899s-1936s）、「台湾都市計画令」（1936s-1973s）、「都市計画法」（1973s-現在）の適用時期を区分し、分析できた。

第3章 日本統治期から戦後にかけて台中市の都市計画及び市街地整備の特徴とその影響

前章は台湾における都市計画法制と市街地形成による計画的制度の特徴を明らかにしてきたことから、本章は引き続き市街地形成についてそれに関する都市の整備状況と計画の施行を解明するものである。日本統治期から戦後にかけて台中市における都市計画及び市街地整備の特徴を明らかにするものとして、①都市計画を対象とされた内容、②都市計画の内容による都市整備の特徴を明らかにした。さらに、これらの計画と整備から、③市街地の形成にあたえた影響を解明した。

また、第Ⅰ期の「土地調査と計画立案期」（1895s-1900s）、第Ⅱ期の「街区・基盤造成期」（1900s-1920s）、第Ⅲ期の「機能区分発生期」（1920s-1935s）、第Ⅳ期の「第1外環道路計画期」（1935s-1945s）、第Ⅴ期の「日本統治期計画継承・施行期」（1945s-1970s）、第Ⅵ期の「第2と3外環道路形成期」（1970s-1990s）の6期に区分し、時期別を通して、台中市都市計画の内容と都市整備の特徴を検討できた。

第4章 「台湾都市計画令」の建築線制度による台中市の細街路形成の実績と効果

本章は、台中市市街地の形成について建築線制度が市街地の形成に重要な役割を持っていると考え、引き続き実態の検証を探っていくものである。

そして、1936年「台湾都市計画令」の施行から1983年の「台中市旧市街地細部計画」の公布までにおける台湾都市計画での建築線制度による台中市の細街路形成の実態と効果を中心に取り上げ、台中市の細街路形成に関する建築線の運用実態と形成効

果を解明するものとして、①建築線制度に関する独自の取り扱い規定、②建築線の指定状況、③建築線の指定による細街路の形成実績を明らかにした。

その結果は、台中市における旧市街地中心地区の細街路の形成は長年にかけて指定建築線によっており、戦後においてもその効力を保持していた。また細部計画による新たな街路計画にも指定建築線のほとんどが継承された。指定建築線による細街路は戦後から今日にかけて形成されたものが多く、その形成率は 64% に達し、かなりの効果をもたらしたと言える

第5章 結論

本章では、各章の結果をまとめて整理し、台湾における市街地形成の規制・誘導・促進ための細部計画の仕組みと建築線制度の位置づけについて、①台湾における市街地形成の規制・誘導・促進ための細部計画仕組みの必要性、②細部計画における建築線制度の位置づけとあり方を考察したとともに、今後の研究課題を述べた。

氏名 陳湘琴

(様式第5-2号)

平成 14年2月13日

琉球大学大学院

理工学研究科長 殿

論文審査委員

主査 氏名 池田 孝之

副査 氏名 池田 大輔

副査 氏名 有野 敏郎

副査 氏名 清水 肇

池田 孝之
池田 大輔
有野 敏郎
清水 肇

学位（博士）論文審査及び最終試験の終了報告書

学位（博士）の申請に対し、学位論文の審査及び最終試験を終了したので、下記のとおり報告します。

記

| | | | | | |
|---------------|---|---|------|---|--|
| 申請者 | 専攻名 総合知能工学 氏名 陳湘琴 学籍番号 998653H | | | | |
| 指導教官名 | 池田 孝之 | | | | |
| 成績評価 | 学位論文 | <input checked="" type="radio"/> 合格 <input type="radio"/> 不合格 | 最終試験 | <input checked="" type="radio"/> 合格 <input type="radio"/> 不合格 | |
| 論文題目 | 台湾都市計画における地区レベル計画制度の成立及び台中市の都市構造・細街路形成の効果に関する研究 | | | | |
| 審査要旨（2000字以内） | | | | | |
| 別紙 | | | | | |

(次頁へ続く)

陳湘琴「台湾都市計画における地区レベル計画制度の成立 及び台中市の都市構造・細街路形成の効果に関する研究」

本研究は、日本統治期から戦後における台湾の都市計画法制の変遷及び地区レベルの計画制度の特徴と役割を明らかにするとともに、台中市の都市構造及び細街路の形成を実態的に検証し、都市計画制度の市街地形成に及ぼす効果を解明しようとするものである。その目的は次の4点にある。①細部計画と建築線及び区画整理との関係性と制度の成立及び仕組みを明らかにする。②統治期から戦後までにおける都市計画案の内容（特徴）とそれらの実施内容の検証から台中市の都市構造の特徴を捉える。③建築線制度の仕組みと台中市の細街路形成の実績と効果を明らかにする。④以上から、台湾の地区レベルの計画制度における細部計画と建築線の運用のあり方について考究する。

論文の構成は、序章及び5章からなっており、その概要は以下の通りである。

序章では、研究の背景や目的、既往研究の整理と本研究の位置づけを明確にしている。

第1章では、日本統治期から戦後までにおける台湾の都市計画法令・制度の制定と施行をI～IV期の時期区分に分けて整理し、その変遷及び特徴を概念図化しながら明らかにするとともに日本との違いについても解説している。

第2章では、台湾における地区レベルの計画制度として、建築線制度の成立、特徴と役割及び区画整理と細部計画との関わりについて統治期から戦後までを3期に分けて、関係法令及び規則の文書からその具体的な内容を把握するとともに、概念図化して解説している。

第3章では、統治期から戦後までの台中市を具体的な事例都市として取り上げ、当時提案された都市計画案の内容、それによって実施された都市施設の整備状況、結果として形成された都市構造の特徴について、6期に分けて詳細な検証を行っている。

第4章では、台中市の中心市街地における建築線制度による細街路形成の実態と効果を現地調査を通して実態的に検証・解説するとともに、建築線と区画整理との関係、細部計画と区画整理及び建築線との重層的な関係とそれによる市街地形成の効果についても検証している。

第5章では、以上から得られた結論として以下のようにまとめている。

①台湾における都市計画法令及び地区計画レベル計画制度の成立は統治期に確定された。特に建築線制度は初期に道路と細街路の形成に運用され、後期には区画整理との関連づけにより道路整備が確保された。

②戦後における台湾の主要計画と細部計画の仕組みは日本の同様な制度よりかなり先立って導入されている。特に細部計画における建築線が建築許可の要件となっていることからも、道路整備の促進に大きな役割を果たした。

③統治期における台中市は鉄道を挟んで格子型の道路パターンと建築線指定及び主要な公共施設整備により今日の元となる都市構造が形成された。戦後では、旧市街地を中心とした放射状と環状道路を組み合わせ、区画整理と細部計画及び建築線指定との一体的な運用によって郊外周辺地区の整備がなされた。

④台中市における道路や細街路形成にとって細部計画と連動して建築線制度の果たした役割は高く、特に指定建築線は旧市街地中心地区の大街区の補助道路を生み出すものとして効果的であった。

⑤市街地形成にとって建築線は細部計画と連動して多くの道路を形成しており、細部計画と建築線との一体的な運用が有効と言えるが、今後、建築線の運用を道路に限定せず、建築物の配置、集団的形態、地区施設の確定等により、詳細かつ立体的なシステムへと展開していくことでより総合的な市街地形成の誘導と整備が可能である。

以上のごとく、本研究は、これまで解説が不充分であった日本統治期から戦後までにおける台湾の都市計画制度とりわけ地区レベルの計画制度についてその制度的特徴と仕組みを体系的に明らかにした。中でも建築線制度による細街路形成についての分析は詳細な現地調査にもとづくものであり、これまでの文献のみに依拠している都市計画の法制度研究を実態的な効果の測定によって検証するという独創的な研究方法をとっている。また、分析結果や結論においても学術的、社会的に有用な成果が得られていることが確認できる。

本審査委員会は申請学位論文について資格要件及び内容を慎重に審議した結果、合格と認定した。最終試験として2月13日に実施した公聴会においても47名の参加者を得て、活発な質疑に対して応え、多くの視点からの評価が得られたことが認められた。以上から、本研究論文は、本学大学院理工学研究科総合知能工学専攻における博士（工学）の学位論文として充分に値するものと認める。